

【パブリックコメント：（仮称）協働のまちづくり推進計画（案）】に係る意見等と考え方 要旨

【実施時期】令和7年4月1日（火）～30日（水）

【意見数】12

意見番号	意見内容		意見等への考え方
	該当ページ	意見要旨	
1	全般	計画案全体に流れる理念は、よくまとまっており妥当な内容となっていると思います。そうした中で最大の問題は、この理念を具体的な施策、方策レベルに落とす時に、各プロジェクトのコーディネーターや会議体のファシリテーター役を務めるのが行政側の職員となるとすれば、そのリソースたる職員群の資質向上と、新しいことに取り組む業務余力を担保できるかどうかだと考えます。 それが現実化されない限りは、立派な理念も「絵に描いた餅」に終わってしまうのではないのでしょうか。 この推進計画を進める準備段階として、すぐにでも役場職員の業務の在り方を大胆に見直して、現行のマンパワーの中から新しい余力時間（本計画を主体的に推進する業務に当てる時間）を生み出せるようにしておくとともに、役場組織に残っている旧弊（縦割り組織の縛りや先例主義等の組織風土）を改革する必要があると考えます。 そのためには、準備プロジェクトとして、例えば役場内で以下の検討などが必要ではないのでしょうか。 ①DXやAIを積極的に活用した、日常業務の効率化、省力化に向けた大改革。 ②慣習的に固定してしまっている行政の業務システムを、これからの時代にあわせてゼロベースで見直す。 ③現状の重たいシステムを縛り付けている各種条例、諸規定を、将来に向けて行政がフットワーク良く動けるように見直して改廃する。（決済システムを、これからの時代にマッチしたスピード感を担保できるようなものに変える） 町の財政状況を考えると、行政職員の総人件費を抑えながらこうした新しい取り組みを遂行していくためには、役場の現状のルーチンワークにかかる職員の業務時間を3割ぐらい削減して余力時間を作るぐらいの意気込みの取り組みが喫緊の課題だと考えます。	協働のまちづくり推進計画は、住民自治と団体自治（議会、行政）が連携し、互いに補完することで相乗効果をもたらす参画と協働のまちづくりを推進するための計画です。この協働の理念が絵に描いた餅にならないように、参加・参画・協働に対応した行政組織の整備についても施策項目としています。そのために、職員のスキル向上や、日常業務の効率化等に努めていきます。頂いたご意見については、今後の町政運営の参考とさせていただきます。

2	8	3.協働の領域 アドプト制度とあるのは、P11にあるアダプト制度の間違いでは。	アドプト制度とアダプト制度はどちらも同じ意味ですが、混在しておりますので、アダプト制度に統一します。
3	11	②～④アダプト制度 公共施設(河川や道路等)など、となっているが、現行のアダプト制度では、公園等となっており、内容が異なるのか。	ご意見を踏まえ分かりやすい表記とするため、河川や道路等に加えて、公園等も対象であることが分かる内容とするよう協議します。
4	11	②～④アダプト制度 現行のアダプト制度では、町からの支給品はゴミ掃除程度の内容である。実際は、草刈機が必要であり町民が負担している。したがって、協働の領域としては②～④ではなく②ではないか。	アダプト制度は、町民や企業等の皆様が、一定区画の公共の場所を養子にみたて、愛情を持って面倒を見ていただき、行政がこれを支援する制度です。つまり、自分たちの住むまちを自分たちで清掃美化を行いながら、魅力あるまちづくりを推進する取り組みです。町民による活動を町が支援しているため、協働の領域で表すと②～④の領域であり、現在の図でも②に近い表記としています。 河合町公園等美化プロジェクトは、町民や企業の皆様に公園等の清掃、除草などの簡易な作業を担っていただき、参加者同士の交流を深めながら行政と協働のまちづくりを推進していくことを目的としています。
5	21	まちづくり情報の公開・共有と活用 施策項目の町民は、公開する手段としてHP、SNS等の活用、チラシ作成、機関誌の発行等となっている。これを町民負担でやれというのか。費用面で疑問である。協働として分担すべきである。	まちづくり活動団体は、町民による自主的団体です。活動内容や成果等を広く町民に知ってもらい、参加者の増加や支援の拡大を図るためにも、情報を自らの手で公開します。 町は、チラシや冊子の置き場所を提供をするなど、側面から支援をしています。
6	25	協働として町及び中間支援組織は、まちづくり協議会の会計処理、労務管理、デジタル化等を支援する、という内容はよくわからない。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表記に努めます。
7	27	協働のまちづくり施策の指標(目標値)では、実施した「施策項目」の数となっているが、項目の数ではなく各施策項目に対して実施したかを明確にすべきである。どの項目を実施して、実施できなかったがPDCAでは重要である。また、評価をどのような基準で行うのか。	施策のほとんどが、これから取り組む内容ですので、取り組む施策の項目数を目標値及び評価としています。そして、次の段階として、主な政策項目に対する「目標値」を設定して、進捗管理を行います。と記載していますので、PDCAサイクルを意識して取り組みます。

8	全般	令和7年4月策定の「河合町総合計画」との関連において、「まちづくり推進計画」と「総合計画」は、同じ「河合町まちづくり自治基本条例」に基づき策定されている計画であるにもかかわらず、計画の関連性がないように思われ、2つの計画が別々に実行されるように捉えられます。 「まちづくり推進計画」は、「総合計画」の実施計画を、行政と町民が協力・連携して推進するための計画であるべきと思います。	総合計画は、河合町まちづくり自治基本条例第26条にある通り、基本条例で定められたまちづくりの基本理念と基本原則に基づき、将来像の実現に向けて、今後10年間のまちづくりの総合的な方向性を示すものです。総合計画の基本理念は河合町まちづくり自治基本条例の基本理念を共有しています。基本理念のⅡには、「町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。」とあり、「協働」はすべての施策を推進する際の理念とされています。 これらを踏まえ、協働のまちづくり推進計画は、多様な主体と行政がお互いを理解し、信頼関係を深め、河合町をもっと暮らしやすいまちにするために、協力・連携して参画と協働によるまちづくりを計画的に推進することを目的としています。総合計画との整合性を図りながら個別計画を策定し、推進計画の方針に基づいて進めていきます。
9	全般	「まちづくり自治基本条例」の目的は、河合町をもっと暮らしやすいまちにするために、町民・議会・行政が一体となってまちづくりを行うためのものです。そのためには、まずは町長が、「河合町まちづくり自治基本条例」を具現化する「まちづくり推進計画」について、各自治会を巡回し、住民と対話すべきと思います。 条例の基本原則である「参画と協働」は、計画の段階から始まると思います。	河合町まちづくり自治基本条例の策定にあたっては、タウンミーティングを開催し、また各自治会に対して共有をするために巡回し、広報に務めました。推進計画についても、各団体や町議会の代表者や一般公募委員で構成される推進委員会で協議をして作成しています。また町民ワークショップの開催や、パブリックコメントの募集などを通して、町民が参画をしています。この推進計画が策定された後についても、協働のまちづくり施策を具現化するとともに、効果的な周知広報と共有ができるよう取り組みます。
10	8	「アダプト制度」や「指定管理者制度」など、町民にとって意味が分からない用語を使う場合、用語の説明が必要です。	協働の種類（手法）についてのご意見ですが、次ページ（9ページ）より、それぞれの協働の種類（手法）についての、説明と具体例を記載しています。 より伝わりやすい表記に努めます。
11	9, 10	協働の手法「④政策立案」は③、「⑤実行委員会」は③、「⑥補助・助成」は②ではないでしょうか。	ご指摘の通り、政策立案は③、実行委員会は③、補助・助成は②と訂正します。
12	その他	・まほろばホールの効率的運用と、河合町のメリットについて ・河合町清掃工場について ・くつろぎの場について ・コミュニティバスについて	ご意見をいただき、ありがとうございます。 個別の事業内容につきましては、各担当課と共有をし、今後の町政の参考とさせていただきます。